

平成30年9月28日
株式会社 鹿児島銀行

継続雇用制度における雇用上限年齢の引き上げについて

鹿児島銀行（頭取 上村基宏）は、下記のとおり60歳定年退職後の継続雇用制度を改定しました。

記

1. 実施日

平成30年9月1日

2. 目的

定年退職以降も行員の安定した就労・収入の機会を確保するとともに、高年齢者層のスキル・ノウハウを発揮できる職場環境の実現を目指すもの。

3. 内容

【継続雇用における雇用上限年齢の引き上げ】

（旧制度）

65歳

⇒

（新制度）

70歳

以上

【本件に関するお問い合わせ先】

鹿児島銀行 人事部 人事グループ

TEL：099-239-9739（ダイヤルイン）

○鹿児島銀行の働き方に関する取り組み

平成 30 年 9 月 28 日現在

	名称	内容
働き方改革関連	19時以降の時間外勤務の禁止	19時以降の時間外勤務を禁止し、残務がある場合は翌朝6時以降の時間外勤務を行います。 また早朝勤務の際、通常の勤務開始時刻である8時40分までの会議・電話照会・上司からの指示などは禁止しています。
	11時間の休息时间（インターバル）の確保	時間外を含めた最終勤務時刻から翌日の勤務開始時刻までに11時間以上の休息時間を確保しています。
	統一早帰り日、統一早帰り週間の実施	毎週水曜日を統一早帰り日、毎年2月、8月の1週間を統一早帰り週間とし、「職場の活性化」や「ワーク・ライフ・バランスの向上」を推進しています。
女性・次世代支援関連	事業所内保育所	仕事と育児の両立やキャリア継続の支援、優秀な人材の確保のため事業所内保育所を設置しています。
	女性キャリアアドバイザー	専担の女性キャリアアドバイザーを配置し、これまで実施してきた各種研修に加え、臨店指導、個別面談などを実施。高いモチベーションを持ってより長く当行に勤務し、活躍できる風土づくりを行い、女性管理職登用につながる人材育成を実施しています。
	出産祝金の拡充	平成30年10月1日より、子が生まれた従業員に対して支給する出産祝金を拡充します。
継続雇用関連	雇用上限年齢の見直し【本件】	定年退職以降も安定した就労・収入の機会を確保するとともに高年齢者層のスキル・ノウハウを発揮できる職場環境の実現を目指し、雇用上限年齢を70歳まで引き上げました。
	退職者の再雇用制度	結婚・育児・介護などの事情により一度退職した行員で、家庭生活の環境変化などにともないあらためて行員として働きたいと希望する者を正行員として再雇用しています。
	パートタイマーの正行員登用制度	能力と意欲の高いパートタイマーを積極的に正行員登用しています。